

第111回 定時株主総会招集ご通知

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

近時、新型コロナウイルス感染拡大が懸念されております。

株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

東京産業株式会社

<開催情報>

- 日 時** 2021年6月29日（火曜日）午前10時
- 場 所** 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
当社本社（新大手町ビル8階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

<目次>

- 第111回定時株主総会招集ご通知…………… 1
- 株主総会参考書類…………… 6
- 事業報告…………… 17
- 連結計算書類…………… 34
- 計算書類…………… 37
- 監査報告…………… 41

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
東京産業株式会社
取締役社長 蒲原 稔

第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大が懸念されております。株主様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
当社本社（新大手町ビル8階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第111期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第111期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」を、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tscom.co.jp/ir/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tscom.co.jp/ir/meeting.html>）に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを持参・着用しない株主様は入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口付近で体調の確認をさせていただき、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場の座席は、間隔を十分に広げて着席いただくようご案内するため、ご用意できる席数が限られております。そのため当日ご来場いただいても、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tscom.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます

◆◆◆ 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



次頁「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を入力してください。

行使期限 2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分入力分まで

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月28日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、
事前の議決権行使をご検討ください。



当日ご出席の際は、お手数ですが同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月29日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時15分)

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

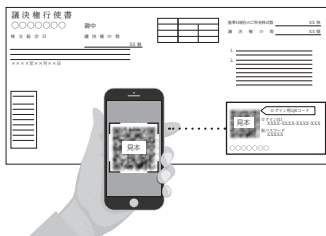
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※毎日午前2時～午前5時まででは取り扱いを中止します。

※パソコンやスマートフォン、携帯電話のご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担になります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

>インターネットによる議決権行使のお手続きについて<

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2021年6月28日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) スマートフォンによる方法
 - ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本とし、配当性向30%超を継続して実施することとしております。この方針のもと、当期は増配することとして、剰余金処分につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、1株当たり14円とさせていただきたいと存じます。

これにより、すでに実施しております中間配当（1株につき12円）を加えました年間配当金は、1株につき26円となります。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金14円

なお、この場合の配当総額は388,064,838円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日といたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員であるものを除く。）6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の内容に関しましては、独立役員が過半数を占める取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会で決定しております。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	かんばら みのる 蒲原 稔 再任	代表取締役 社長執行役員	17回／17回 (100 %)
2	さとみ としお 里見 利夫 再任	取締役 相談役	17回／17回 (100 %)
3	おおかわら まさき 大川原 正樹 再任	取締役 常務執行役員 営業第一本部長 兼 東海支店長	17回／17回 (100 %)
4	にしなみ しんご 西並 眞吾 再任	取締役 常務執行役員 営業第二本部長	13回／13回 (100 %)
5	しまだ てつぞう 島田 哲三 新任	執行役員 菱東貿易(上海)有限公司 董事長	- 回／- 回 (- %)
6	なかむら すなお 中村 直 再任 社外取締役 独立役員	取締役	17回／17回 (100 %)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>かんばら みのる 蒲原 稔 (1954年9月16日生)</p> <p>再任</p>	<p>1977年 4月 当社入社 2009年 4月 当社経理部長 2012年 4月 当社執行役員経理部長 2014年 4月 当社執行役員管理本部副本部長 2014年 6月 当社取締役執行役員管理本部副本部長 2015年 4月 当社取締役執行役員営業第四本部副本部長 2015年 6月 当社取締役執行役員営業第四部長 2016年 4月 当社取締役執行役員企画本部長兼営業第四本部長 2017年 4月 当社取締役常務執行役員企画本部長兼営業第四本部長 2018年 4月 当社取締役常務執行役員企画本部長 2021年 4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）</p>	17,900株
<p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>蒲原稔氏は、経理部長、営業部門の本部長および企画本部長を歴任するとともに、2014年の取締役就任以降は経営に携わり、多岐にわたる業務経験と幅広い見識に基づく取り組みは当社の事業拡大と経営基盤強化に貢献しております。また、2021年4月より代表取締役社長を務め、経営全般に優れた手腕と強固なリーダーシップを発揮しており、その能力を活かして経営に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>さとみ としお 里見 利夫 (1952年2月5日生)</p> <p>再任</p>	<p>1974年 4月 当社入社 2001年 6月 当社化学機械部長 2007年 4月 当社営業第二本部長 2007年 6月 当社取締役執行役員営業第二本部長 2011年 6月 当社取締役常務執行役員営業第二本部長 2012年 4月 当社代表取締役社長執行役員 2021年 4月 当社取締役相談役（現任）</p>	83,400株
<p>(取締役候補者の選任理由)</p> <p>里見利夫氏は、営業部門の要職および営業本部の責任者を歴任するとともに、2007年の取締役就任以降は経営に携わり、当社の事業と経営全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2021年4月からは取締役相談役として、当社経営の監督と経営基盤強化に貢献しております。その能力を活かして経営に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したことから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	おおかわら まさき 大川原 正樹 (1956年7月27日生) 再任	1981年4月 当社入社 2011年4月 当社名古屋支店長 2014年4月 当社執行役員名古屋支店長 2016年4月 当社執行役員営業第一本部副本部長 2017年4月 当社上席執行役員営業第一部長 2017年6月 当社取締役上席執行役員営業第一部長 2018年4月 当社取締役常務執行役員営業第一部長 2021年4月 当社取締役常務執行役員営業第一部長兼東海支店長(現任)	11,400株
	(取締役候補者の選任理由) 大川原正樹氏は、電力事業において長年の経験を有し、2017年の取締役就任以降も営業部門における豊富な知識とマネジメント経験に基づく取り組みにより当社の事業拡大に貢献しております。その能力を活かして経営に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	にしなみ しんご 西並 眞吾 (1968年6月6日生) 再任	1994年4月 八光産業株式会社入社 2005年6月 当社入社 2016年4月 当社ケミカルエンジニアリング第一部長 2018年4月 当社営業第二本部副本部長兼環境エネルギー部長 2019年4月 当社執行役員営業第二部長兼環境化学部長 2020年1月 当社執行役員営業第二部長 2020年6月 当社取締役執行役員営業第二部長 2021年4月 当社取締役常務執行役員営業第二部長(現任)	8,500株
	(取締役候補者の選任理由) 西並眞吾氏は、化学機械メーカーの製造部門や当社の営業本部の責任者として長年の経験を有し、2020年の取締役就任以降も営業部門における豊富な知識とマネジメント経験に基づく取り組みにより当社の事業拡大に貢献しております。その能力を活かして経営に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	しまだ てつぞう 島田 哲三 (1967年3月6日生) 新任	1990年4月 当社入社 2010年8月 菱東貿易(上海)有限公司董事・総経理 2019年4月 当社執行役員兼菱東貿易(上海)有限公司董事・総経理 2020年4月 当社執行役員兼菱東貿易(上海)有限公司董事長・総経理 2021年1月 当社執行役員兼菱東貿易(上海)有限公司董事長 (現任)	2,000株
	(取締役候補者の選任理由) 島田哲三氏は、営業部門において長年の経験を有し、当社連結子会社である菱東貿易(上海)有限公司の要職を歴任するとともに、2019年の執行役員就任以降も海外営業部門における豊富な知識とマネジメント経験に基づく取り組みにより当社グループの事業拡大に大きく貢献しております。その能力を活かして経営に参画することが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断したことから、取締役候補者といたしました。		
6	なかむら すなお 中村 直 (1954年8月6日生) 再任 社外取締役 独立役員	1984年4月 日本鋼管株式会社(現JFEエンジニアリング(株))入社 2004年4月 同社技術総括部長 2011年4月 同社理事 (現任) 一般財団法人エンジニアリング協会研究理事 2012年10月 慶應義塾大学特任教授 工学博士 2017年4月 一般社団法人日本燃焼学会監事 (現任) 一般社団法人日本機械学会フェロー 2019年6月 当社取締役 (現任) 2020年4月 慶應義塾大学訪問教授 工学博士 (現任) 2021年1月 一般社団法人日本機械学会永年フェロー	0株
	(社外取締役候補者の選任理由および期待される役割) 中村直氏は、工学博士として慶應義塾大学訪問教授を務めるほか、日本機械学会フェローや日本燃焼学会等の要職に就かれる等、新リサイクル技術の研究・開発をはじめ環境・エネルギー分野に関わる、高い見識と豊富な経験を有しております。その見識と経験に基づき当社の経営に参画することにより、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏にはその見識と経験を活かし、主に当社の環境・エネルギー分野への取り組みを技術的な側面から監督していただくことを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村直氏は社外取締役候補者であります。
3. 中村直氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、中村直氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役として選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、中村直氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としており、中村直氏が選任された場合、同氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して生ずることのある争訟費用と損害賠償金について填補されます。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

現在の監査等委員である取締役小出豊氏および福崎聖子氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	こいで ゆたか 小出 豊	再任 社外取締役 独立役員	取締役（監査等委員）	取締役（監査等委員）
			17回／17回 （100％）	13回／13回 （100％）
2	ふくざき せいこ 福崎 聖子	再任 社外取締役 独立役員	取締役（監査等委員）	取締役（監査等委員）
			17回／17回 （100％）	13回／13回 （100％）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	こいで ゆたか 小出 豊 (1951年6月23日生) 再任 社外取締役 独立役員	1975年11月 監査法人太田哲三事務所入所 1979年8月 公認会計士登録 1984年1月 小出公認会計士事務所代表 (現任) 1998年3月 株式会社SHOEI社外監査役 (現任) 2011年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	1,100株
	(社外取締役候補者の選任理由および期待される役割) 小出豊氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として財務会計、税務に精通しており、高い見識と豊富な経験を有しております。その見識と経験に基づき当社の経営を監督、監査をしていただくことにより、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏にはその見識と経験を活かし、主に当社の経営の健全性確保に貢献していただくことを期待しております。		
2	ふくざき せいこ 福崎 聖子 (1968年6月26日生) 再任 社外取締役 独立役員	2001年10月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 2001年10月 九段綜合法律事務所入所 2003年10月 番町スクエア法律事務所入所 2015年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役 (監査等委員) (現任) 2017年7月 福崎法律事務所 (現任)	1,100株
	(社外取締役候補者の選任理由および期待される役割) 福崎聖子氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、高い見識と幅広い経験を有しております。その見識と経験に基づき当社の経営を監督、監査をしていただくことにより、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏にはその見識と経験を活かし、主に当社の取締役会の監督機能の実効性強化に貢献していただくことを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小出豊氏および福崎聖子氏は社外取締役候補者であります。
3. 小出豊氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 福崎聖子氏の当社監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、小出豊氏および福崎聖子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が社外取締役として選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、小出豊氏および福崎聖子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める額としており、小出豊氏および福崎聖子氏が選任された場合、両氏との間で当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して生ずることのある争訟費用と損害賠償金について填補されます。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議効力は決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
かねこ まさし 金子 正志 (1954年6月14日生)	1986年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属） 1991年4月 金子正志法律事務所代表（現任） 2014年6月 京王電鉄株式会社社外監査役 2020年6月 京王電鉄株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
<p>(補欠の監査等委員である社外取締役候補者の選任理由および期待される役割)</p> <p>金子正志氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、高い見識と豊富な経験を有しております。その見識と経験に基づき当社の経営を監督、監査をしていただくことにより、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏にはその見識と経験を活かし、主に当社の取締役会の監督機能の実効性強化に貢献していただくことを期待しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 金子正志氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、金子正志氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
4. 当社は、金子正志氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額を法令の定める額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して生ずることのある争訟費用と損害賠償金について填補されます。金子正志氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

【ご参考】 役員の構成（本定時株主総会終了後の予定）

当社は、経営の重要事項の決定と経営の監督・監査を有効に機能させるため、取締役会を異なる専門知識や経験を持つ多様な取締役で構成することとしています。

取締役候補者の主要な経験および発揮することが期待される専門知識は、次のとおりであります。

役員		■男性 ◆女性	経営	営業	財務	法務	技術	IT	海外
取締役 (監査等委員を除く。)	蒲原 稔	■	●	●	●			●	
	里見 利夫	■	●	●			●		●
	大川原 正樹	■		●				●	
	西並 眞吾	■		●			●		
	島田 哲三	■	●	●					●
	中村 直	■ 社外取締役 独立役員					●		
取締役 (監査等委員)	須藤 隆志	■			●	●			
	小出 豊	■ 社外取締役 独立役員			●				
	福崎 聖子	◆ 社外取締役 独立役員				●			

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

※上記一覧表には、監査等委員である取締役候補者以外の現任の監査等委員である取締役も含まれています。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた緊急事態宣言発出により経済・社会活動が制限されたことで、年度前半は景気が急速に後退しました。宣言解除後は段階的な経済活動再開による景気回復の兆しが見られたものの、2021年1月から3月までの緊急事態宣言の再発出により、再び厳しい状況の中で推移しております。また、国外においても、行動制限や店舗閉鎖といった経済活動抑制の動きが見られるなど、ワクチンの早期普及次第ではありますが、感染症をいち早く克服した中国を除き、今後も厳しい経済環境が続く懸念があります。

こうした情勢のもと、当連結会計年度における売上高は、1,136億69百万円となり、前連結会計年度を150億65百万円(15.3%)上回りました。これに伴う売上総利益は77億64百万円、営業利益19億41百万円、経常利益22億8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は18億65百万円となりました。

売上高のセグメント別構成は、電力事業56.7%、環境・化学・機械事業38.3%、生活産業事業4.9%、その他0.1%となりました。

(セグメント別の状況)

従来、「電力事業」「化学・環境事業」「電子精機事業」「生活関連事業」の4つのセグメントに区分しておりましたが、シナジー効果の発揮を目的とした組織再編を実施、当連結会計年度より、「化学・環境事業」と「電子精機事業」を統合し、「環境・化学・機械事業」へ変更しております。これは、顧客の要望に対し複数セグメントの商品群を複合的に提案する必要性から、事業本部を見直したことに伴う変更であります。

また、取り扱う商品群の変化に合わせて「生活関連事業」の報告セグメント名称を「生活産業事業」に変更しております。

なお、前連結会計年度との比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

電力事業

前連結会計年度に受注した大口の保守案件の引渡しが堅調に推移し、売上高は644億80百万円と前連結会計年度比120億22百万円（22.9%）増加し、営業利益は7億45百万円となりました。

環境・化学・機械事業

大口太陽光EPC案件の引渡しが堅調に推移したため、売上高は435億39百万円と前連結会計年度比37億70百万円（9.5%）の増加、営業利益は10億76百万円となりました。

生活産業事業

コロナウイルス感染症拡大防止策による外出自粛やレジ袋有料化による包装資材の需要減少を受け、売上高は55億54百万円と前連結会計年度比6億87百万円（△11.0%）の減少となり、営業利益は75百万円となりました。

その他

当連結会計年度に東北支店が入居する賃貸用オフィスビルを売却した影響から、売上高は94百万円と前連結会計年度比40百万円（△29.7%）の減少となり、営業利益は44百万円となりました。

セグメント別売上高とその構成比は次のとおりです。

セグメント別	2019年度 第110期		2020年度 第111期（当連結会計年度）		増減
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	
電力事業	52,458	53.2	64,480	56.7	12,022
環境・化学・機械事業	39,769	40.4	43,539	38.3	3,770
生活産業事業	6,241	6.3	5,554	4.9	△687
その他	134	0.1	94	0.1	△40
合計	98,604	100.0	113,669	100.0	15,065

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、37億68百万円であります。主な内容は、建設中の太陽光発電用資産であります。また、当社が東北支店事務所および賃貸用不動産として使用していた東菱ビルディング（建物および土地）を売却いたしました。

- ③ 資金調達の状況
記載すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	2017年度 第108期	2018年度 第109期	2019年度 第110期	2020年度 第111期(当連結会計年度)
売上高 (百万円)	-	125,263	98,604	113,669
経常利益 (百万円)	-	2,563	2,972	2,208
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	-	1,739	2,178	1,865
1株当たり当期純利益 (円)	-	64.66	80.96	68.91
総資産 (百万円)	-	74,873	70,611	74,500
純資産 (百万円)	-	24,133	24,882	27,606
1株当たり純資産 (円)	-	896.98	924.26	1,011.52

(注) 第109期より連結計算書類を作成しておりますので、第108期の各数値は記載しておりません。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
(連結子会社)			
株式会社KDIグローバルマネジメント	10	100.0	電力事業
キクデンインターナショナル株式会社	30	100.0 (100.0)	電力事業
菱東貿易(上海)有限公司	12 百 万 人 民 元	100.0	環境・化学・機械事業
開発28号匿名組合	1,137	100.0	環境・化学・機械事業
開発65号匿名組合	1,620	100.0	環境・化学・機械事業

(注) 出資比率欄の()内は、間接出資割合です。

(4) 対処すべき課題

(電力事業)

電力事業においては、国際的な脱石炭・脱CO2の流れに沿い、火力発電の高効率化など低炭素化と電力の安定供給に総力を挙げて対応してまいります。加えて、政府の電源構成計画や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、地熱やバイオマス等再生可能エネルギー分野への展開を積極的に進め、新たな収益の柱として引き続き注力してまいります。

(環境・化学・機械事業)

環境分野への取組みの一環として、自社売電・発電所建設工事請負・取引先への再エネ活用提案など、太陽光発電関連ビジネスを積極的に推進します。また、化学業界や自動車業界をはじめとした製造業のユーザーに対し、労働人口の減少やコロナ禍の影響で高まっている省人化やDXに関連するニーズの取り込みに努めてまいります。加えて、中国、アセアン地域、北中米、欧州といった海外拠点を積極的に活用し、国内外における生産拠点設立・設備投資の需要に応えてまいります。

(生活産業事業)

植物由来ポリエチレンを含有した包装資材などの環境にやさしい原料を用いた商品のラインナップ強化および節水型トイレ自動流水器の拡販等、SDGsの達成を意識した活動に取り組んでまいります。

上記事業と並行して、企業買収による商圏や取扱商品の拡大等、今までの事業領域にとらわれない新規事業を開拓してまいります。

(財務上の対処すべき課題)

各事業の持続的な成長と競争力強化には株主資本の有効活用等資本効率の向上が不可欠であり、2020年4月よりスタートした中期経営計画において設定した資本効率の目標値達成に向けて取り組んでまいります。

これらの課題につきましては、中期経営計画を推進するプロセスにおいて対処してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社18社、関連会社3社で構成されており、電力事業、環境・化学・機械事業、生活産業事業、その他の事業に分かれ、国内および海外における各種機械・プラント・資材・工具・薬品等の販売、メンテナンス、サービス、さらに不動産の賃貸・管理等の事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所

営業所名	所在地	営業所名	所在地
本社	東京都千代田区	福島支店	郡山市
東北支店	仙台市青葉区	西日本支店	北九州市小倉北区
東海支店	名古屋市中央区	長崎支店	長崎市
関西支店	神戸市中央区	台北支店	台北市
札幌支店	札幌市中央区		

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
333名	5名減

(注) 従業員数は就業員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
294名	1名増	43.3歳	14.5年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,775百万円
株式会社三井住友銀行	1,966百万円
株式会社SBI証券	1,836百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2021年3月29日開催の取締役会において連結子会社である開発28号匿名組合の異動（契約終了）について決議しております。法改正等により、事業用地の縮小や仕様の変更により収益性の低下が見込まれるため、減損損失（5億50百万円）として特別損失に計上いたしました。

2 株式の状況

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 64,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 28,678,486株 |
| ③ 株主数 | 5,381名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 パ ワ ー 株 式 会 社	3,913千株	14.1%
三 菱 商 事 株 式 会 社	3,849千株	13.9%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	2,321千株	8.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,025千株	7.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,187千株	4.3%
三 菱 電 機 株 式 会 社	1,026千株	3.7%
光 通 信 株 式 会 社	979千株	3.5%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	500千株	1.8%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	473千株	1.7%
株 式 会 社 東 京 エ ネ シ ス	461千株	1.7%

- (注) 1. 当社は、自己株式959,569株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、自己株式（959,569株）には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する165,040株、および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が所有する261,800株を含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式（959,569株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社が取締役に当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	支 給 対 象 者 の 人 数
取 締 役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	6,000株	1名
社 外 取 締 役（監査等委員である取締役を除く。）	- 株	- 名
監 査 等 委 員 である 取 締 役	- 株	- 名

- (注) 取締役（監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。）ならびに当社と委任契約を締結している執行役員および同等の地位を有する者を対象とする株式報酬制度に基づき交付した株式の内、取締役在任時の報酬として交付された株式数を記載しております。なお、株式数のうち1,800株は換価処分し換価処分金の相当額を給付しております。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況等

① 取締役 の 状況 (2021年 3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	里 見 利 夫	社長執行役員
取 締 役	米 山 嘉 昭	専務執行役員 営業第三本部長
取 締 役	蒲 原 稔	常務執行役員 企画本部長
取 締 役	大 川 原 正 樹	常務執行役員 営業第一本部長
取 締 役	西 並 眞 吾	執行役員 営業第二本部長
取 締 役	中 村 直	慶應義塾大学 訪問教授 一般社団法人日本燃焼学会 監事 JFEエンジニアリング株式会社 理事
取締役(常勤監査等委員)	須 藤 隆 志	
取締役(監査等委員)	小 出 豊	小出公認会計士事務所 代表 株式会社SHOEI 社外監査役
取締役(監査等委員)	福 崎 聖 子	福崎法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役中村直氏、監査等委員である取締役小出豊氏および福崎聖子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は取締役中村直氏、監査等委員である取締役小出豊氏および福崎聖子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役小出豊氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役福崎聖子氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、須藤隆志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 2020年6月26日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、根岸保二氏は常勤の監査等委員である取締役を辞任いたしました。
7. 当社は業務執行を行わない取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
8. 当社は取締役および執行役員の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して生ずることのある争訟費用と損害賠償金について填補されます。保険料は全額当社が負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。また当該方針は指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）、監査等委員である取締役の報酬等の決定に当たっては、その役割や責任に応じた報酬体系とし、公正かつ透明性を確保します。

2. 報酬体系

(1) 取締役（監査等委員であるものを除く。）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬で構成され、株主総会で承認された報酬額の範囲内で支給を行います。報酬等の額に対する割合は、任意の委員会である「指名・報酬委員会」で審議し、取締役会で決定します。

(基本報酬)

基本報酬は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責に対する報酬として役位に応じた固定額とし、年12回分割での支給とします。

(賞与)

賞与は、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の当該事業年度に対する業績、貢献度などを勘案することを基本とします。なお、賞与の支給は年1回定時株主総会后に行います。

(株式報酬)

株式報酬は、株主総会で承認された内容に基づいた「役員報酬BIP信託」の仕組みを利用し、中長期的な業績目標に対する達成度に応じて、退任時に当社株式の交付等を行います。

(2) 社外取締役

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を求めているとの観点から、固定額である基本報酬のみとし、年12回分割での支給とします。

(3) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、その役割に基づき固定額である基本報酬のみとし、株主総会で承認された報酬枠の範囲内にて、監査等委員である取締役の協議により決定します。

3. 手続き

取締役の報酬は株主総会で承認された報酬額の範囲内で、社外役員を過半数とする指名・報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会にて決定します。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針の権限を有する者は代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、職責、役位、各期の業績、貢献度などを勘案して決定する権限を有しております。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、監査等委員の協議に基づき決定します。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第107回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該決議日における取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名です。2020年6月26日開催の第110回定時株主総会において、上記とは別枠で、取締役（監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。）ならびに当社と委任契約を締結している執行役員および同等の地位を有する者を対象とする株式報酬制度について、当社の中期経営計画に対応する事業年度を対象期間として当社が拠出する金員を中期経営計画の対象事業年度数に30百万円を乗じた額を上限に、対象者に対し1年あたり55,000ポイント（1ポイントは1株相当）以内で支給することを決議しております。当該決議にあたっては、2020年4月27日開催の指名・報酬委員会において、株主総会に上程する議案の内容について、審議のうえ承認し、取締役会に答申しております。なお、当該決議日における本制度の対象となる取締役等の員数は、取締役の員数は5名、執行役員および同等の地位を有する者の員数は7名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第107回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。当該決議日における監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の権限を有する者は代表取締役社長里見利夫であり、その権限の内容および裁量の範囲は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、職責、役位、各期の業績、貢献度などを勘案して決定する権限を有しております。なお、当社では取締役会の諮問機関である任意の委員会である指名・報酬委員会を2019年8月1日に設置しており、2020年1月31日開催の指名・報酬委員会において取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員の報酬支給方針について審議し、

①支給割合は基本報酬70%、賞与25%、業績連動型株式報酬5%をベースとし、基本報酬は定額とする②賞与は経常利益の2%を目途とし、総額1億円を上限とする、報酬支給方針を承認し、取締役会に答申しております。2021年1月29日開催の指名・報酬委員会では、2021年4月から2022年3月までの取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員の役位別の報酬案が当該支給方針に準じているか審議のうえ承認し、取締役会に答申しております。指名・報酬委員会において当該審議を経ていることから、取締役会は個人別の報酬等の内容が、当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

監査等委員および社外取締役を除く取締役に対する賞与については、株主総会の決議により決定した報酬総額の限度額の範囲内で、取締役会において当該事業年度の業績、貢献などを勘案し当該賞与の総額を決定し、個別の額については代表取締役が取締役会からの委任を受けて決定します。

業績連動型株式報酬に係る指標は、事業年度ごとの期初に設定した当社の営業利益目標に対する業績達成度を用いております。当該指標を選択した理由は取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としているためであり、業績連動型株式報酬の額の決定方法は役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度に応じて決定される業績連動係数を乗じて行われます。役位毎に定められた基準ポイントおよび業績連動係数は以下のとおりです。

役位別基準ポイント

役位	基準ポイント
取締役会長	6,000
取締役社長	6,000
取締役 副社長執行役員	5,000
取締役 専務執行役員	5,000
取締役 常務執行役員	4,000
取締役 上席執行役員	3,700
取締役 執行役員	3,500
常務執行役員	3,500
上席執行役員	3,000
執行役員	2,500
特別理事	2,500

業績連動係数

業績達成率	業績連動係数
100%超	1.0
90%超～100%以下	0.9
80%超～90%以下	0.8
70%超～80%以下	0.7
65%超～70%以下	0.3
65%以下	0

※業績達成率(%) = (評価対象事業年度の単体営業利益) ÷ (評価対象事業年度期初の単体営業利益の目標値) × 100
 なお、当事業年度における営業利益目標は22億円であり、営業利益の実績は18億7百万円であります。また、当該株式報酬の交付状況は2.株式の状況に記載のとおりです。

⑤ 取締役の個人別報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	退職慰労金	業績連動型 株式報酬	
取締役 (監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	213百万円 (10百万円)	162百万円 (10百万円)	41百万円 (- 百万円)	- 百万円 (- 百万円)	9百万円 (- 百万円)	7名 (1名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	38百万円 (16百万円)	38百万円 (16百万円)	- 百万円 (- 百万円)	- 百万円 (- 百万円)	- 百万円 (- 百万円)	4名 (2名)
合計 (うち社外取締役)	251百万円 (27百万円)	201百万円 (27百万円)	41百万円 (- 百万円)	- 百万円 (- 百万円)	9百万円 (- 百万円)	11名 (3名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 報酬の額には、当期中に役員賞与引当金として費用処理した役員賞与41百万円(取締役5名)および当期中に役員株式給付引当金として費用処理した株式報酬9百万円が含まれております。
 3. 第110回定時株主総会において取締役(監査等委員であるものを除く。)を退任した後、取締役(監査等委員)に就任した取締役1名の員数について、取締役(監査等委員であるものを除く。)と取締役(監査等委員)にそれぞれ含めて記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中村直氏は、慶應義塾大学訪問教授、一般社団法人日本燃焼学会監事ならびにJFEエンジニアリング株式会社理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役小出豊氏は、小出公認会計士事務所代表ならびに株式会社SHOEIの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役福崎聖子氏は、福崎法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	中 村 直	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、学識経験者としての高い見識と、環境・エネルギー分野における専門的な視点から、適宜発言を行うことで当社の業務執行に対する監督、助言の役割を果たしていただいております。 また、指名・報酬委員会委員として、委員会に出席し、客観的・独立的な立場から当社の役員選任・選定および報酬制度に関する事項についての審議を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 出 豊	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしていただいております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的知見に基づき適宜発言を行っております。 さらに、指名・報酬委員会委員として、委員会に出席し、客観的・独立的な立場から当社の役員選任・選定および報酬制度に関する事項についての審議を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	福 崎 聖 子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行うことで、取締役会の意思決定における妥当性・適法性の確保と監督機能の実効性強化の役割を果たしていただいております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的知見に基づき適宜発言を行っております。 さらに、指名・報酬委員会委員として、委員会に出席し、客観的・独立的な立場から当社の役員選任・選定および報酬制度に関する事項についての審議を行っております。

4 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、過年度の訂正報告書に係る監査報酬の額が含まれております。

③ 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、キクデンインターナショナル株式会社および菱東貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として「内部統制システム整備の基本方針」を次のとおり取締役会において決議しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員一人一人が、法令の遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観、価値観に基づいた誠実な行動により、公正かつ適切な経営の実現そして市民社会との調和を図ります。

また、その徹底を図るため、「企業理念」「役職員行動規範」等、コンプライアンス体制に係る規定を整備し、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、その教育等を行い役職員への徹底を図ります。

内部監査部門は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、コンプライアンス体制の整備および実現に努めます。

さらに、「公益通報者保護法」に則り、コンプライアンスに関する相談・通報のホットライン体制を設け、役職員が社内において法令上疑義のある行為等について直接通報を行う手段を確保します。

この場合、会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）、その他の重要な情報を「文書取扱規定」、「文書保存規定」に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理します。

取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、コンプライアンス委員会のもとにコンプライアンス協議会、安全保障貿易管理委員会を設置し、「役職員行動規範」をもとに企業の社会的責任を果たし、社会的信用を確保するため健全な経営の実現を阻害する要因の未然防止に努めます。

災害等の緊急事態が発生した場合には、社長指揮下の災害対策本部を設け迅速な対応を行います。

また、取引上の与信については「商品取引規定」を設け、段階的な裁量区分を明確化し、経理部が運用管理を行います。

万一の事態発生に際しては、関係者への影響を小さくするよう努力を行い、再発防止に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行に関しては、「取締役会規則」に基づき取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、職務の執行が効率的に行われるために、取締役会の下に本部長会を設け事前審議を行い、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行および施策の実施等について審議の上、意思決定を行う体制とします。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、当社グループ各社の管理を担当する当社の所管部長を定め、当社グループ各社に対し法令遵守および業務の適正性を確保するため指導・支援を実施します。
- また、当社の内部監査部門が当社グループ各社の監査を実施し、法令や定款、社内規定への適合性のチェックを行い、その監査状況の報告を行います。
- (2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、定期的に当社グループ各社からその経営および運営状況に関する報告を受け当社グループの状況の把握を行い、経営上の重要な事項の扱いに関しては事前協議を行うことにより、当社グループのリスク管理の体制を構築します。
- また、グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス委員会が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制を整備します。
- (3) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、「企業理念」を当社および当社グループの共通理念とし、さらに当社グループに当社の経営方針・経営計画を周知徹底することにより、グループ全体の価値観や戦略を共有します。
- また、グループ各社の自主性を尊重し、当社の意思が極端に影響を及ぼさないことを基本としつつ、状況に応じグループ各社の指導・支援を行う体制を構築します。
- (4) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループ各社の管理を担当する当社の所管部長は、「関係会社管理規定」に基づきグループ各社の経営および運営状況を定期的に確認し、その結果の報告を行うこととし、当社はこれらの報告等を通じ当社グループの執行状況を把握します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびにその独立性および指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会は、その職務の補助のため内部監査部門の職員に監査業務事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその職務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および内部監査部門の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人が監査等委員会に報告するための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社

の監査等委員会に報告をするための体制ならびにその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。

取締役または使用人は監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況および内容、その他監査等委員会と協議のうえ報告事項として定めた事項を速やかに報告する体制を整備します。

また、当社の内部監査部門と監査等委員会は定期的な会合の場を設け、その場においても当社グループの内部監査実施状況について監査等委員会が報告を受け、また、当社グループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会の下部組織として定期的に開催されるコンプライアンス協議会の内容は監査等委員会に通知される体制とします。

内部的な報告または通報等をした者に対しては、その行為を理由としたいかなる不利益を受けず、通報者等の職場環境が悪化することのないように適切な処置を行い、通報等に関わる個人情報保護を適正に扱うものとし、コンプライアンス経営の強化に資する体制を整備します。

⑧ 監査費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

緊急時における監査費用については、前払および償還の手続きが速やかに出来るものとし、また監査等委員会が定めた監査の方針および計画に基づき、監査等委員がその職務の執行のために必要となる費用等の扱いに関しては、予算措置を講じ、より実効的な監査が行われる体制を整備します。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換の機会を設定します。

また、監査等委員は重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席することができる他、主要な稟議書およびその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとします。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断について「役職員行動規範」に規定し、これを基本方針とします。

反社会的勢力による不当要求の発生や反社会的勢力との取引関係が発覚した場合には、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、有事の際の協力体制を構築します。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、有効かつ効率的な財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価を行うものとします。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の「内部統制システム整備の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は当事業年度に17回開催し、法令や定款で定められた事項や経営に関する重要事項の決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行いました。このほか、取締役会の下に設置された本部長会を毎週1回開催し取締役会への上程事項の事前審議を行い、また、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務執行に係る方針等の決定を行いました。
- ② コンプライアンス体制の整備として、「東京産業役職員行動規範」を制定し、全ての役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンス委員会の活動や監査室による内部監査を通じ法令、定款および社内規則等に違反する行為の未然防止に努めております。なお、2020年度における「東京産業役職員行動規範」の実践状況についてレビューを行い、取締役会においてその状況について確認を行いました。
- ③ 「関係会社管理規定」に定めた報告事項に従い、必要に応じてグループ各社から報告を受け、経営上の重要な事項等については事前協議を行う等、グループ各社の指導および支援を行っております。
- ④ 監査等委員会は、取締役会への出席のほか常勤監査等委員による本部長会への出席等重要な会議への出席を行っております。また、監査計画に基づく各部門の監査を通じた社員との対話や、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で定期的な情報交換を行っております。
また、監査等委員会は原則毎月1回開催しており、監査に関する重要な事項の報告、協議、決議を行っております。
- ⑤ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための基本方針として定めた「財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針」に基づき、監査室が会計監査人と連携し、その内部統制の整備、運用状況に対する有効性の評価を行っております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	47,057	流動負債	38,823
現金及び預金	9,037	支払手形及び買掛金	7,445
受取手形及び売掛金	17,334	受託販売未払金	5,397
有価証券	199	短期借入金	9,351
商仕掛品	742	リース債	53
仕掛品	6,000	未払金	2,277
前渡金	13,112	未払法人税等	639
未収入金	53	前受金	12,881
その他の金	590	賞与引当金	492
貸倒引当金	△13	役員賞与引当金	41
固定資産	27,443	その他の	244
有形固定資産	12,139	固定負債	8,069
建物	145	長期借入金	3,603
機械及び装置	70	長期未払金	2,580
土地	11	リース債	563
リース資産	9	役員退職慰労引当金	21
太陽光発電用資産	3,244	従業員株式給付引当金	13
建設仮勘定	7,867	役員株式給付引当金	77
その他	789	退職給付に係る負債	13
無形固定資産	27	資産除去債務	186
リース資産	3	繰延税金負債	959
その他	24	その他	52
投資その他の資産	15,275	負債合計	46,893
投資有価証券	6,114	(純資産の部)	
長期貸付金	2	株主資本	25,764
長期未収入金	4,695	資本金	3,443
退職給付に係る資産	1,564	本剰余金	2,831
繰延税金資産	9	利益剰余金	19,990
その他の金	2,898	自己株式	△500
貸倒引当金	△9	その他の包括利益累計額	1,841
		その他有価証券評価差額金	1,592
		繰延ヘッジ損益	85
		為替換算調整勘定	△11
		退職給付に係る調整累計額	174
		純資産合計	27,606
資産合計	74,500	負債・純資産合計	74,500

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		113,669
売上原価		105,905
売上総利益		7,764
販売費及び一般管理費		5,823
営業利益		1,941
営業外収益		
受取配当金	57	
受取地代家賃	201	
その他	65	
営業外費用	86	410
支払利息	110	
その他	32	142
特別利益		2,208
固定資産売却益	1,217	
固定資産売却損	194	1,411
特別損失		
固定資産処分損	44	
固定資産売却損	80	
固定資産圧縮損	89	
投資有価証券評価損	38	
減損	624	
その他	11	890
税金等調整前当期純利益		2,730
法人税、住民税及び事業税	1,040	
法人税等調整額	△175	865
当期純利益		1,865
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,865

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,443	2,822	18,809	△670	24,404
当期変動額					
剰余金の配当			△720		△720
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,865		1,865
自己株式の取得				△33	△33
自己株式の処分		8		203	212
土地再評価差額金の取崩			36		36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	8	1,180	170	1,360
当期末残高	3,443	2,831	19,990	△500	25,764

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計	
当期首残高	765	△37	36	△21	△265	477	24,882
当期変動額							
剰余金の配当							△720
親会社株主に 帰属する当期純利益							1,865
自己株式の取得							△33
自己株式の処分							212
土地再評価差額金の取崩							36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	827	122	△36	10	440	1,364	1,364
当期変動額合計	827	122	△36	10	440	1,364	2,724
当期末残高	1,592	85	-	△11	174	1,841	27,606

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,314	流動負債	36,411
現金及び預金	7,757	支払手形	502
受取手形	694	電子記録債	957
電子記録債	1,528	買受掛未払	5,570
売掛債	14,747	託販掛未払	5,397
有価証券	199	営業未払入金	13
商仕前品金	382	短期借入金	7,401
仕前品金	6,000	未払入債	52
前払費用	12,402	未払法人税	2,242
未収金	381	未払費用	607
その他当座預金	39	前払引当金	103
倒引当座預金	193	前払引当金	12,937
固定資産	27,054	賞与引当金	24
有形固定資産	9,062	役員賞与引当金	486
建物	130	退職給付引当金	41
機械及び装置	70	退職給付引当金	74
工具、器具及び備品	784	長期借入金	7,881
土地	11	長期借入金	3,540
太陽光発電用資産	8	役員退職慰労引当金	2,580
太陽光発電用資産	3,244	従業員株式給付引当金	562
建設仮勘定	4,811	従業員株式給付引当金	21
無形固定資産	25	役員株式給付引当金	13
ソフトウェア	18	繰上引当金	77
その他資産	3	繰上引当金	848
投資その他の資産	17,967	繰上引当金	186
投資有価証券	5,590	繰上引当金	52
関係会社株	1,071	繰上引当金	44,292
その他の関係会社株	2,201	(純資産の部)	
関係会社出資	409	株主資本	25,398
長期未払入金	2	資本剰余金	3,443
長期未払費用	4,695	資本剰余金	2,831
前払年金	2,049	資本剰余金	2,655
前払年金	1,312	資本剰余金	175
倒引当	644	利益剰余金	19,624
	△9	利益剰余金	385
		利益剰余金	19,238
		特別積立	7,113
		特別償却準備金	5
		繰上引当金	12,120
		繰上引当金	△500
		繰上引当金	1,678
		繰上引当金	1,592
		繰上引当金	85
		繰上引当金	27,076
資産合計	71,369	負債・純資産合計	71,369

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		110,815
売上	利益		103,555
売上	総利		7,259
販売費及び一般管理費	益		5,451
営業外収益	益		1,807
受取利息	息	45	
受取証券	息	11	
受取配当	金	222	
受取地代	賃	65	
受取替差	益	10	
受取補助金の収	入	25	
営業外費用	他	19	399
支払の利益	息	109	
特別利益	他	29	138
特別利益	益		2,067
固定資産売却	却	1,217	
固定資産売却	益	194	1,411
固定資産処分	損	44	
固定資産売却	却	80	
固定資産売却	却	89	
投資有価証券	損	38	
その他の関係会社有価証券	損	542	
減損	損	74	
その他の	損	11	882
税引前当期純利益	益		2,597
法人税、住民税及び事業税	額	982	
法人税等調整額		△175	806
当期純利益	益		1,790

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	3,443	2,655	166	2,822
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				－
当 期 純 利 益				－
特別償却準備金の取崩				－
圧縮記帳積立金の取崩				－
自己株式の取得				－
自己株式の処分			8	8
土地再評価差額金の取崩				－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	8	8
当 期 末 残 高	3,443	2,655	175	2,831

	株 主 資 本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本 合 計
	利 益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計		
別 途 積立金		特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	385	7,113	14	40	10,965	18,518	△670	24,113
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△720	△720		△720
当 期 純 利 益					1,790	1,790		1,790
特別償却準備金の取崩			△9		9	－		－
圧縮記帳積立金の取崩				△40	40	－		－
自己株式の取得						－	△33	△33
自己株式の処分						－	203	212
土地再評価差額金の取崩					36	36		36
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						－		－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△9	△40	1,155	1,106	170	1,285
当 期 末 残 高	385	7,113	5	－	12,120	19,624	△500	25,398

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	765	△37	36	765	24,878
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				－	△720
当 期 純 利 益				－	1,790
特別償却準備金の取崩				－	－
圧縮記帳積立金の取崩				－	－
自 己 株 式 の 取 得				－	△33
自 己 株 式 の 処 分				－	212
土地再評価差額金の取崩				－	36
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	827	122	△36	913	913
当 期 変 動 額 合 計	827	122	△36	913	2,198
当 期 末 残 高	1,592	85	－	1,678	27,076

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東京産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井	勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芦 川	弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

東京産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 井 勝 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芦 川 弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京産業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第111期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

東京産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 須 藤 隆 志 ㊟

監査等委員 小 出 豊 ㊟

監査等委員 福 崎 聖 子 ㊟

(注) 監査等委員 小出豊及び福崎聖子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル8階

電話 03-5203-7690 (代)



交通のご案内

1 地下鉄大手町駅 (東京メトロ：東西線・丸の内線・半蔵門線・千代田線) 都営地下鉄：三田線 B 3 出口直結 / A 5 出口から 徒歩約 3 分

2 J R 東京駅 丸の内北口から 徒歩約 5 分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

